

新潟市荻川コミュニティセンターの管理運営について

掲示用

地方自治法の一部が改正され、公の施設の管理について、「指定管理者制度」が創設されました。

この制度は、公の施設に係る管理主体の範囲を民間事業者まで広げることにより、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的としています。

市では、施設の機能を生かした効果的・効率的な管理運営を図るために、指定管理者制度への移行に努めてきましたところです。

この度、指定管理者が、公の施設を適切に管理運営し、良好なサービスを提供しているかを確認・評価しましたので、評価の結果について掲示します。

評価対象の指定管理者	荻川コミュニティ振興協議会
評価対象の期間	平成26年4月1日～平成27年3月31日

1.施設サービス提供 (施設そのものを市民に提供することで、協定等で定めるサービスが実施できているか)

※1 ※2

評価項目	評価	新潟市秋葉区地域課コメント欄	
1 利用時間等	◎	A	利用受付や案内など迅速に行ってています。 ・利用者への対応・接遇も適切かつ良好なサービスを継続しています。 ・緊急時の対応として、マニュアルや連絡網などを整備しています。 ・「広報おぎかわ」を年6回発行するなど、情報提供にも努めています。 ・年間延べ7万人余りが利用しており、実績も評価できます。
2 適正な人員配置	◎		
3 設備・備品の貸出	○		
4 利用者の安全確保	○		
5 案内等の対応と接遇	◎		
6 苦情への対応等	○		
7 緊急体制	◎		
8 利用実績	◎		

2.事業(市の事業、自主事業) (施設を利用して市民に提供している事業について、協定等で定める内容が実施できているか)

評価項目	評価	新潟市秋葉区地域課コメント欄
1 目的にあつたサービス提供		A
2 適正な人員配置		
3 情報提供・接遇		
4 利用者数等		
5 自主事業分		
6 サービス向上の観点		
7 苦情等への対応		
8 緊急体制・対応		

3.施設の管理 (施設自体の保守管理、修繕や、震災等への対応等)

評価項目	評価	新潟市秋葉区地域課コメント欄	
1 建物保守管理等	◎	A	この施設は昭和58年建設の古い建物であり、会議室・集会室・調理室のほか体育館も併設されている複合施設（旧公民館、旧ふれあいセンター、旧体育館）となっています。施設規模も大きく建物の保守管理も留意が必要ですが、定期的に安全確認を行なうなど円滑に管理されています。
2 個人情報保護	○		
3 備品等の管理	○		
4 清掃・警備等	○		
5 修繕	◎		
6 環境配慮	○		
7 再委託	◎		
8 災害等への対応	○		
9 関係団体、地域との連絡調整	◎		
10 管理記録	○		

4.歳入歳出 (協定における収支計画等に沿っているか、経費等の縮減はできているか)

評価項目	評価	新潟市秋葉区地域課コメント欄	
1 管理経費等の縮減	◎	A	継続的に経費の縮減に努めています。
2 事業見直し	◎		
3 利用者増等	○		

5.総合評価 (上記の1から4を踏まえての総合評価)

指定管理者である荻川コミュニティ振興協議会は、秋葉区内で一番早く設立したコミュニティ協議会で、地域の中心的な団体として、当該施設を拠点に様々な活動を展開し、利用者や地域住民から信頼されている団体です。

そのため、当該施設は、利用者も多く高い稼働率を維持し、地域ではなくてはならない施設として利用されています。

施設としては、古いため修繕等も多くなってきていますが、施設を大切に管理し運営を行なっており、指定管理者として優良であると評価します。

※1 各評価項目ごとに「◎」「○」「△」「×」の4段階で評価

- ◎ :仕様を超えるなど、「○」ランク以上の特にめざましい成果があつた。
- :事業計画や仕様書を基に協議により定めたサービス水準を達成した。
- △ :「改善指導書」など市が相当程度指導するなどして何とか水準をクリアーできた。
- × :仕様、サービス水準達成できなかった。

※2 「1. 施設サービス提供」～「4. 歳入歳出」について「A」から「D」の4段階で評価

- A :多くの評価項目において「◎」があり、残りの項目についても全て「○」である場合。
- B :全ての項目が「○」以上である場合。
- C :「△」の項目が1つでもある場合。
- D :「×」の項目が1つでもある場合。

評価に関するお問い合わせ先 秋葉区役所地域課 地域振興係 0250-25-5670(直通)